

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 岡山県市町村振興資金貸付規則等を廃止する規則 【規則】 （県例規集登載） ○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 ○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正 ○ 岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の延長に関する要綱の一部改正 （以上県例規集登載） ○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定 ○ 保安林の指定施業要件の変更予定 ○ 保安林の指定予定 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 公共測量の終了		市町村課 危機管理課 経営支援課 〃 障害福祉課 治山課 〃 県民生活交通課 監理課		○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	
		建築指導課		担当課（室）	

◎岡山県規則第二十二号

岡山県市町村振興資金貸付規則等を廃止する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県市町村振興資金貸付規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 岡山県市町村振興資金貸付規則（昭和五十四年岡山県規則第十一号）
- 二 岡山県市町村振興資金の貸付けの特例に関する規則（昭和五十九年岡山県規則第四号）

- 三 合併市町村支援に係る岡山県市町村振興資金の貸付けの特例に関する規則（平成十三年岡山県規則第四十三号）

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百五十二号

昭和四十一年岡山県告示第百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の補助金から適用する。

平成二十七年三月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

表知事直轄の組織の部岡山県地域防災力強化総合支援事業費補助金の項中

1	防災研修会等 支援事業
2	ハザードマッ 作成支援事業
3	防災訓練支援 事業
4	防災資機材整 備支援事業
5	自主防災リ ダー養成支援事 業
6	防災標識等設 置支援事業
7	避難誘導看板 等設置事業

を

1	防災研修会等 支援事業
2	近隣ハザード 自主点検等促進 事業
3	避難訓練等支 援事業
4	自主防災リ ダー養成支援事 業
5	避難所共同運 営等支援事業

に改める。

◎岡山県告示第百五十三号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第二条に次の一号を加える。

十四 事業再生計画実施関連保証 事業再生計画実施関連保証制度要綱（二〇一四〇一一四中序第二号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。

第四条第一号中「2(4)」を「2(3)」に改め、同条第三号中「銀行取引停止処分」を「手形交換所又は電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第二項に規定する電子債権記録機能による取引停止処分」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 別表第五号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄1に該当する者に限る。）のうち事業再生計画実施関連保証を利用しようとするものにあつては、事業再生計画実施関連保証を受けること。

第六条第二項に次の一号を加える。

三 産業振興財団が実施する岡山県経営改善支援センター事業に基づき支援することが決定された経営改善計画別表第五号を次のように改める。

5	事業再生資金	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合	(1) 事業再生に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。）	5,000万円	10年以内（2年以内）	同上	責任共有制度の対象	付表1のとおり。	原則として無担保とし、保証人は保証協会の人	同上
		1 産業振興財団が実施する岡山県中小企業再生支援協議会事業に基づく再生計画に従つて事業再生を行うもの	(2) 知事が別に定める既往の借入金返済資金（平成28年3月31日までの間に保証協会が保証	ただし、資金使用が(2)である場合は、当該返済に係る資金の限度額として3,000万円を加算する。	ただし、資金使用が(2)である場合は、12年以内（2年以内）とする。		年2.00%以内	ただし、融資の対象者が1人である場合（事業再生計画実施関連保証を利用するも	ただし、融資の対象者が1	
		2 岡山商工会議所、倉敷商工会議所、津山商工会議所若しくは岡山県商工会連合会が設置した経営安定特別相談室又は支援センターが実施する中					責任共有制度の対象外			
							年1.85%以内			

		小企業経営改善等支援事業に 基づく経営改善計画に従って 事業再生を行うもの 3 産業振興財団が実施する岡 山県経営改善支援センター事 業に基づき支援することが決 定された経営改善計画に従っ て事業再生を行うもの	の申込みを受け 付けたものに係 る返済資金に限 る。)						の に 限 る。) の 保証料に ついて は、保証 協会所定 の料率と する。	である場 合 (事業 再生計画 実施関連 保証を利 用するも の に 限 る。) の 担保及び 保証人に ついて は、保証 協会の定 めるとこ ろによ る。	

別表第六号中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に

変更し、同表第七号中「平成27年3月31日」を「平

同 上	金融機関 又は保証 協会の定 めるところ による。
-----	---------------------------------------

付表 1 の とおり	金融機関 又は保証 協会の定 めるところ による。
---------------	---------------------------------------

成28年3月31日」に改め、同表第八号を次のように改める。

8	経営革新資金	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 新事業活動促進法第 9 条の規定により、国又は県が承認した経営革新計画に従って事業を行う者 2 次のいずれかに該当し、融資対象となる事業の実施により、県が別に定める程度に収益性の向上が見込まれることにつき、産業振興財団の認定を受けた者 (1) 新分野進出、新商品又は新サービスの開発又は提供、販路開拓、取引拡大等を行う者 (2) 超精密生産技術、バイオ、医療・福祉・健康又は環境のいずれかの分野の事業を行う者 (3) 生産性の向上を目的とした設備投資を行う者	事業の実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） ただし、融資の対象者が 2 (3) である場合は、設備資金（土地取得資金を除く。）に限る。	総額 1 億円（うち、運転資金にあつては、5,000 万円を限度とする。） ただし、融資の対象者が 2 (3) である場合であつて、県外に主たる事業所を有する者が、新たに県内に主たる事業所を設置しようとするときは、2 億円（知事が必要と認める場合に限る。）	同 上	同 上	責任共有制度の対象 年 1.50% 以内（平成 26 年 3 月 31 日以前に金融機関が融資したも	付表 3 のとおり。 ただし、平成 26 年 3 月 31 日以前に保証協会が込みを受けた融資の対象者が 2 のものについては、年 2.00% 以内） 責任共有制度の対象外 年 1.35% 以内（平成 26 年 3 月 31 日以前に金融機関が融資したも	無担保とし、保証人は保証協会の定めるところによる。	必要に応じ保証付き
---	--------	---	--	---	-----	-----	--	---	---------------------------	-----------

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

のについて ては、年 1.85%以 内)

◎岡山県告示第百五十四号

岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の延長に関する要綱
(平成二十五年岡山県告示第十号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第三条第二号中「又は」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った」を加え、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 岡山県経営改善支援センター事業により支援することが決定された経営改善計画に基づき融資期間を延長するもの

第四条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百五十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十七年三月十七日次のとおり指定した。
平成二十七年三月二十四日

指定した医師

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

西田 直樹

聴覚・平衡

河田耳鼻咽喉科医院

美作市栄町七五―一

麓 直浩

肢体不自由、聴覚・平衡、音声・言語・そしやく

国立病院機構南岡山医療センター

都窪郡早島町早島四〇六六

浅野 直

肢体不自由

あさのクリニック

総社市中央二―三―五

◎岡山県告示第百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十七年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

倉敷市林字内山七五二、字池之内九六六、九六七の一、九六九、九七二の一、九七二の三、九七三の一、字下ヶ谷九七四の一、字東仙坊一〇四九、一〇五一、一〇六一、木見字東仙房七一一の一、七二三、字塔仙房七一一四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

林字内山七五二、字池之内九六六、九六七の一、九六九、九七二の一、九七二の三、九七三の一、字下ヶ谷九七四の一、字東仙坊一〇四九、一〇五一、一〇六一、木見字東仙房七一一の一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔二一六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十七年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年三月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人津山那岐ファーム

三 代表者の氏名

牧 一孝

四 主たる事務所の所在地

津山市沼四一番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、社会発展に伴う開発事業と自然環境保護の調和を図るとともに、農業、林業、畜産業等を通じて、精神障害者等の雇用促進支援に寄与する。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔一一七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十七年三月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
倉敷市中庄、下庄、二子、三田、生坂地区	公共測量（公共基準点測量業務（二級一点、三級九点））	平成二十七年三月十三日

〔二一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真庭市野川字桑原七九七、七九八

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

真庭市久世二九二七―二

真庭市長 太田 昇

三 許可番号

岡山県指令建指第二三一号